

## 【固定資産の移管】

**Q. 補助金を受けて購入した車両運搬具を他の拠点区分へ移管するときの会計処理を教えてください。移管時点の帳簿価額は、車両運搬具が1,000千円、これに対応する国庫補助金等特別積立金が500千円です。**

**A**

次の仕訳のように、固定資産、国庫補助金等特別積立金の簿価を移し、貸借差額を拠点区分事業活動計算書の特別増減の部の収益と費用に計上します。

**1 移管元の拠点区分**

(国庫補助金等特別積立金)	500	(車両運搬具)	1,000
(拠点区分間固定資産移管費用)	500		

**2 移管先の拠点区分**

(車両運搬具)	1,000	(国庫補助金等特別積立金)	500
		(拠点区分間固定資産移管収益)	500

なお、事業区分間での移管は科目の変更のみで、同様の会計処理となります。

特別増減の部

(移管元)

事業区分間固定資産移管費用

(移管先)

事業区分間固定資産移管収益